

# 横浜市樹林地管理団体活動助成事業要綱

制 定 平成 21 年 9 月 30 日 環創み第 1821 号

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日 環創み第 3016 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき樹林地の維持管理を主たる目的とした団体が行う発展的な活動に対して助成金を交付することにより、樹林地の維持管理を行う人材の育成及び支援を行い、もって市内の優良な樹林地を未来に継承していくために定める。

## (総則)

第 2 条 樹林地管理団体活動助成事業（以下「助成事業」という。）の助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (助成事業の対象団体)

第 3 条 助成事業の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 横浜市市民の森設置事業実施要綱（昭和 46 年 8 月 3 日制定）第 6 条第 1 項及びふれあいの樹林設置事業実施要綱（昭和 63 年 10 月 25 日制定）第 9 条第 1 項に規定する地域団体等
- (2) 横浜市協働による森づくり要綱（平成 26 年 4 月 1 日制定）第 11 条に規定する森づくり活動団体

## (助成事業の対象となる活動)

第 4 条 助成事業の対象となる活動（以下「活動」という。）は、別表 1 に掲げる活動とし、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、横浜市市民の森設置事業実施要綱第 7 条 1 項に規定された、愛護会費の交付を受けている市民の森愛護会は、同項に規定された活動内容に応じた項目で、次の各号のすべてに該当するもののみ助成事業の対象とする。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者による補助金、負担金その他の交付を受けていない、又は受ける予定のない活動
  - (2) 市が定める緑地の保安全管理計画がある場合は、計画上適切な活動
  - (3) 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する年度内に完了が見込まれる活動
  - (4) 法令等に違反していない活動
- 2 別表 1 アの項及びウの項に掲げる活動については、前項の規定に加え、次の各号の全てを満たさなければならない。
- (1) 樹林地の魅力や保全の意義を PR する普及啓発のための活動
  - (2) 地域に対して参加者募集の広報などを行い、公開性のある活動
  - (3) 樹林地の生態系に配慮した活動

## (助成金の交付対象となる経費)

第 5 条 助成金の交付の対象となる経費は、別表 2 に定める経費とする。

## (助成額)

第 6 条 助成金の額は次の通りとする。

- (1) 前条の規定による助成金の交付対象となる経費の合計の 10 分の 8 の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
  - (2) 1 団体 1 年度当たり交付する助成金の額は別表 1 に該当する活動について 10 万円を限度とする。
- 2 前項の助成は、毎年度予算の範囲内において交付する。

## (助成金の交付申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、活動を行う前に、樹林地管理団体活動助成事業助成金交付申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて活動を実施する 1 か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 団体の定款、規約、規則等
- (4) 今年度の活動計画書
- (5) 今年度の収支予算書
- (6) 前年度の事業報告書
- (7) 前年度の収支計算書
- (8) 当該活動の実施について、当該活動予定地の所有者若しくは設置及び管理者の同意又は承認を得たことが分かる書類（別表 1 ア及びウに掲げる活動）
- (9) 役員名簿又は会員名簿

(10) その他市長が必要と認める書類

- 2 当該団体が申請できる件数は、第6条第1項第2号に規定する範囲内とする。
- 3 申請団体は、別表1の助成事業の対象となる活動ごとに申請を行うこと。
- 4 助成事業者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(活動承認の申請)

- 第8条 前条第1項第4号に規定する同意又は承認については、申請団体が、横浜市市民の森設置事業実施要綱（昭和46年8月3日制定）に基づき指定された市民の森、ふれあいの樹林設置事業実施要綱（昭和63年10月25日制定）に基づき指定されたふれあいの樹林及び環境創造局が所管する市有緑地において当該申請に係る活動を行う場合、前条の申請を行う前に、樹林地管理団体活動助成事業活動承認申請書（第4号様式）により、あらかじめ市長が必要と認めた図書を添えて市長に提出、承認を受けなければならない。
- 2 市長は前項の申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速やかに行うものとする。
  - 3 前項の審査の結果、活動内容が適当であると認めるときは、樹林地管理団体活動助成事業活動承認書（第5号様式）により、不適当であると認めるときは、理由を付して樹林地管理団体活動助成事業活動不承認書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

(助成金の交付の審査)

- 第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速やかに行うものとする。
- 2 前項の審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めるときは、樹林地管理団体活動助成事業助成金交付決定通知書（第7号様式）により、不適当であると認めるときは、理由を付して樹林地管理団体活動助成事業助成金不交付決定通知書（第8号様式）により、その旨を申請団体に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

- 第10条 市長は、前条の審査の結果、助成金の交付の決定をする場合において、必要な限度において条件を付すことができる。
- 2 前条の審査の結果、助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」とする。）は、善良な市民団体の注意をもって活動を行うものとする。
  - 3 助成団体は、活動に必要な法令等の手続きをとること。
  - 4 市長は、助成金の使途について必要があると認められるときは、調査を行うこととする。

(活動内容の変更)

- 第11条 助成団体は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに樹林地管理団体活動助成事業活動変更承認申請書（第9号様式）に第7条第1項に定める図書のうち、当該変更箇所に関するものを添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る申請書類等により必要な審査を速やかに行うものとする。
  - 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが適当であると認めるときは、樹林地管理団体活動助成事業活動変更承認通知書（第10号様式）により、不適当であると認めるときは、その理由を付して樹林地管理団体活動助成事業活動変更不承認通知書（第11号様式）により、その旨を助成団体に通知するものとする。

(活動の中止)

- 第12条 助成団体は、次の各号のいずれかの理由によりその活動の継続が困難となった場合は、その理由を付して速やかに樹林地管理団体活動助成事業活動中止承認申請書（第12号様式）により、市長と協議しなければならない。
- (1) 助成団体が、第3条の規定を満たさなくなった場合
  - (2) 災害等により活動の継続が困難となった場合
  - (3) その他市長が活動の継続が困難と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該活動の中止が適当と認めるときは、樹林地管理団体活動助成事業助成金交付決定取消通知書（第13号様式）により、活動の中止を承認し、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告書の提出)

第 13 条 助成団体は、活動を当該年度内に完了するとともに、速やかに樹林地管理団体活動助成事業実績報告書（第 14 号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 活動報告書（第 15 号様式）
- (2) 収支決算書（第 16 号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 第 7 条第 4 項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。

3 第 7 条第 4 項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容等により審査し、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、樹林地管理団体活動助成事業助成金額確定通知書（第 17 号様式）により、助成団体に通知するものとする。なお、助成金額の確定にあたっては、必要な措置を助成団体に求めるものとする。

(助成金の請求)

第 15 条 助成団体は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに樹林地管理団体活動助成事業助成金支払請求書（第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金支払請求書を受領後、適正であると認めたときは、当該助成団体に対し、当該助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 16 条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 活動を実施しないとき、又は当該助成の交付を決定した年度内に、当該活動を実施する見込みが無いとき
- (2) 樹林地管理団体活動助成事業助成金交付申請書の内容と活動の内容が著しく異なったとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (4) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (5) その他法令、条例又は規則等に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (6) その他市長が特に必要があると認めたとき

2 市長は、前項の規定により取消を決定した場合は、理由を付して、樹林地管理団体活動助成事業助成金交付内容取消通知書（第 19 号様式）により、助成団体に対し、速やかその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて樹林地管理団体活動助成事業助成金返還請求書（第 20 号様式）により、その返還を求めなければならない。

(書類の保存)

第 18 条 助成団体は、活動に関わる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿並びに領収書等を 5 年間保存しておかななければならない。

(広報・普及啓発への協力)

第 19 条 助成事業者は、本事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。また、本市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が別に定める。

附 則  
この要綱は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 6 条第 1 項第 2 号)

助成事業の対象となる活動			補助率	助成額の上限
ア 計画的な森づくりの推進	(ア) 動植物の積極的な保護・復元	当該の樹林地に元来生息する動植物の生息環境を保護・復元する活動	対象事業費の合計の10分の8	1年度 当たり 合計 100,000 円
	(イ) 生物調査の実施	計画的な樹林地管理に役立てることのできる、樹林地内の動植物の情報を調査・収集する活動		
イ 森づくりを担う人材の育成	(ア) 森づくりに関する研修の実施(横浜市で実施しているものを除く)	a 森づくりに関する技術研修 b 救命救急講習など作業中の安全管理に関する研修		
	(イ) 団体活動の地域に向けた広報	森づくり活動の成果を地域に向けて広報するもの		
ウ 樹林地の利活用の促進	(ア) 自然観察・保全活動等の実施	a 動植物の観察を目的としたもの b ガイド等の説明を聞きながら樹林地内を散策するもの c 動植物の保全・復元を指導するもの		
	(イ) 講演会等の実施	a 樹林地や動植物の大切さや魅力、及び団体の活動の成果を伝える講演会の開催 b 樹林地や動植物の大切さや魅力、及び団体の活動の成果を伝える冊子・パネル等の作成及び展示		
	(ウ) 樹林地の利活用体験の実施	a 樹林地の活動で生じた間伐材等を利用したクラフト体験 b 樹林地の活動で生じた産物を利用した体験 c 樹林地の保全に配慮し、木とのふれあいを通じて、森林環境を考える心を育てる体験		

別表 2 (第 5 条)

区分		内容
報償費		外部講師・外部指導者に対する謝金
需用費	印刷製本費	団体の広報または活動に要するもの
	消耗品費	活動に必要な消耗品費（単価 3 万円以上の物品の購入は除く）
	使用料および賃借料	活動に必要な会議室・土地・車両・機材の借上料
	役務費	自然観察会、園内ガイドツアー等、公開性のある行事の開催に必要な損害保険料
	通信運搬費	活動のために必要な切手等（電話代及び電子メールなどの通信料は除く）
委託料		チラシやホームページ作成等、広報に関する活動に必要な最低限の委託料